

静岡市災害廃棄物処理計画



平成 29 年 3 月
静岡市

目 次

第1編 総論	1
第1章 目的と対象等	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の対象とする廃棄物及び業務	3
1 対象廃棄物	3
2 対象業務	4
第3節 想定する災害と被害の概要	4
1 想定結果（地震）	4
第2編 災害廃棄物処理に関する基本方針	6
第1章 共通事項	6
第1節 基本方針	6
1 衛生的な対応・処理	6
2 迅速な対応・処理	6
3 計画的な対応・処理	6
4 環境に配慮した処理	6
5 リサイクルの推進	6
6 安全作業の確保	6
第2節 組織体制等	7
1 災害廃棄物対策組織の整備及び確認	7
2 応援の要請と受入れ方法（協定の締結等）	8
3 住民等への広報	9
4 施設の点検、安全措置の準備	10
5 緊急時の対応車両等の整備	10
6 仮置場、仮設処理場等の確保	10
7 収集経路の策定	11
第3節 警戒宣言発令時	11
1 組織の結成	11
2 連絡調整	11
3 仮置場の確認	11
4 関係業者への発災時の協力を要請	11
5 他都市等の応援受入れのための準備	11
第2章 生活ごみ処理計画	13
第1節 混乱期（3日間程度）	13
1 対策組織の整備	13
2 ごみ発生量の把握	13
3 収集体制	14
(1) 収集車両及び人員の必要数	14
(2) 収集体制の決定	15
4 収集及び分別方法の広報	16
5 被害状況の把握	17
6 関係機関との連絡調整	18
7 生活ごみの処理	18
8 収集業務にかかる応援要請、調整	19

9	処理に係る応援要請.....	20
第2節	收拾期（4日目から10日目程度）.....	20
1	第1次収集体制.....	20
2	処理業務.....	21
第3節	回復期（11日目以降）.....	21
1	第2次収集体制.....	21
第4節	平常収集復帰.....	22
1	平常収集.....	22
2	原状復帰.....	22
3	処理の実施.....	22
第3章	がれき処理計画.....	23
第1節	静岡市のがれき処理.....	23
1	本計画によるがれき処理対象.....	23
第2節	がれき処理の組織体制.....	24
1	がれき処理に関する組織.....	24
2	各部局間の連絡調整.....	25
3	各部局の業務.....	27
第3節	混乱期（災害発生から3日間程度）.....	28
1	対策組織の整備.....	28
第4節	收拾期（前期：4日目から7日目）.....	28
1	がれき処理の開始.....	28
第5節	收拾期（後期：8日目から1ヶ月）.....	29
1	がれき処理の継続.....	29
第6節	回復期（1ヶ月以降）.....	30
1	がれき処理の継続.....	30
第7節	がれき処理関連施設・活動拠点.....	31
第8節	がれき発生量の推計.....	31
1	災害発生後のがれき・残骸物の発生量推計（建設局、都市局、環境局）.....	31
2	想定される災害廃棄物発生量 {静岡県第4次被害想定（第二次報告）による算出}.....	32
第9節	がれき処理の業務.....	33
1	がれきの仮置き・分別・中間（破碎・焼却）処理.....	33
2	がれきの再利用・処分.....	37
3	応援の要請、調整.....	40
第4章	し尿処理計画.....	42
第1節	混乱期（発災から3日間程度）.....	42
1	対策組織の整備.....	42
2	被災状況の把握.....	42
3	関係機関との連絡調整.....	43
4	収集体制の決定.....	43
第2節	收拾期（4日目から14日目程度）.....	43
1	基本方針.....	43
2	収集.....	44
3	搬入.....	44
4	必要量の把握.....	44
5	応援の要請.....	44
6	応援の調整.....	45
第3節	回復期（14日目程度以降）.....	45

1	基本方針.....	45
2	収集・搬入.....	46
3	必要量の把握.....	46
4	応援の解除.....	46
第4節	し尿処理対策.....	46
1	処理体制.....	46
第5節	個人宅への収集.....	47
1	平常時における住民等への広報.....	47
2	発災後の対応.....	48
第6節	収集運搬許可業者との協定.....	48
1	収集運搬業者との協定.....	48
2	収集運搬車両の緊急車両指定に関する手続き.....	48

第 1 編 総論

第 1 章 目的と対象等

第 1 節 計画策定の目的

大規模災害時には、がれき等の廃棄物の発生量が他の災害に比べて大量であるほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難であり、災害発生に伴う建物等被害からのがれきや避難所からのごみ、し尿の収集に関する諸課題について、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

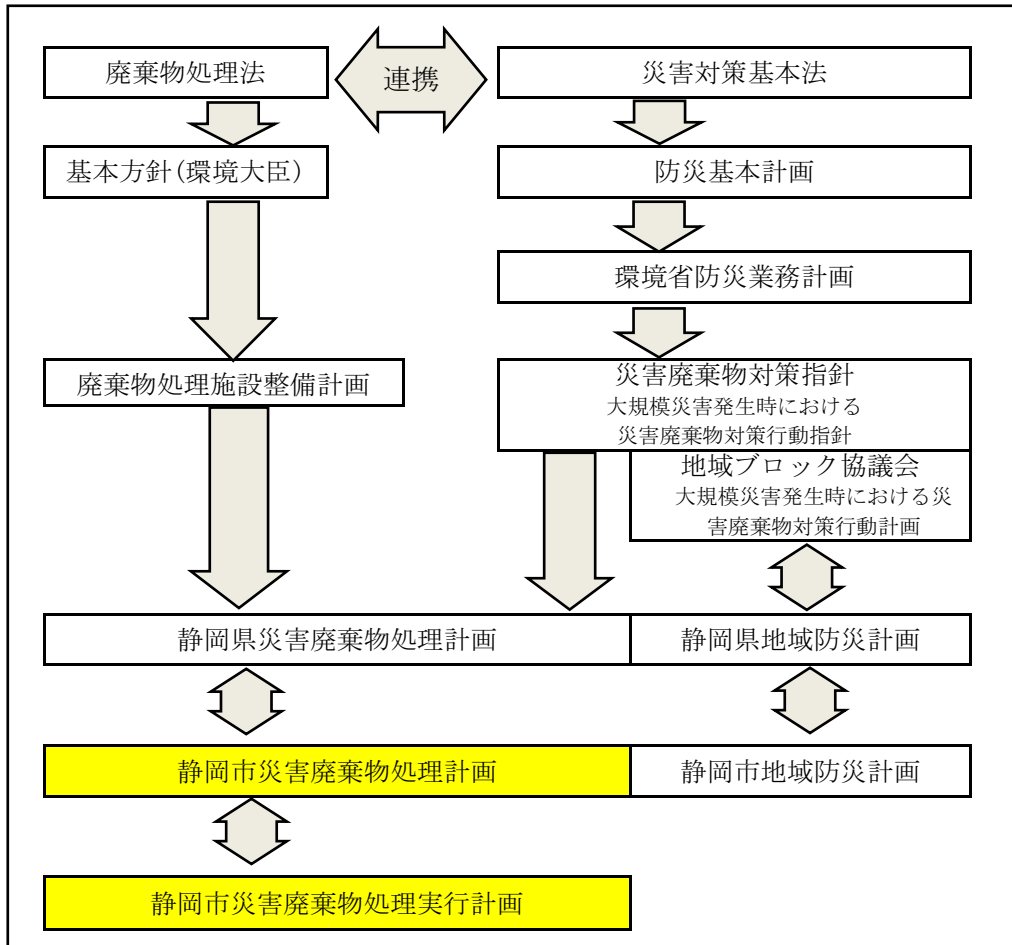
本計画は、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を補完し、そこで想定される災害に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、環境省が示した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月改訂）」や「静岡県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）」とも連携する計画として策定する（図 1 - 1）。

本計画は、静岡市の市域に係る災害廃棄物処理に関し、市が行う業務についてその基本方針を示した基本的な計画とし、本計画策定後、速やかに所管課を中心として、本計画に基づいた業務実施マニュアルを作成するものとする。

また、災害廃棄物の処理は、地域復興と連携して行うものとし、災害時に静岡市災害対策本部等から収集される各種情報と、本計画及び業務実施マニュアル等に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

なお、本計画は大規模地震への対応を想定しているが、可能な範囲において、風水害等他の災害発生時の災害廃棄物の収集・処理に準用するものとする。

図 1 - 1 静岡市災害廃棄物処理計画の位置付け



第2節 計画の対象とする廃棄物及び業務

1 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害により発生する廃棄物及び災害により通常時と異なる対応が必要となる廃棄物とする。

災害によって発生する廃棄物	
木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物
腐敗性廃棄物	豊や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CFC・A・テトラクロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	
生活ごみ	家庭から排出される可燃ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	避難収容施設等の仮設トイレ等からのくみ取りし尿

なお、生活ごみ、粗大ごみ、し尿は、平常時と同様に排出される分についても収集・処理体制に影響するため併せて対象とする。

2 対象業務

本計画で対象とする業務は、本市が行う災害廃棄物の収集、処理及びそれに関する一連の業務である以下の業務とする。

対象業務	備考
撤去	
解体・撤去	
収集・運搬	
再資源化	リサイクルを含む
中間処理（破碎、焼却等）・最終処分	
二次災害の防止	強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊など
進捗管理	
広報	
上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等	

第3節 想定する災害と被害の概要

想定地震：地域防災計画（平成25年12月修正）に示された駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を想定する。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震

被害想定：次のとおり想定する。

1 想定結果（地震）

〔物的被害〕・・・「地域防災計画（平成28年2月修正）」をもとに想定する（表1-1）

（単位：棟）

	揺れ	液状化	人工造成地	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計	備考
レベル1	40,000	370	4,000	20	790	36,000	81,000	-

葵区	15,000	100	1,600	-	500	13,000	30,000	冬・夕
駿河区	12,000	70	900	-	90	10,000	24,000	冬・夕
清水区	13,000	200	1,500	20	200	13,000	27,000	冬・夕
レベル 2	47,000	370	5,000	3,000	790	37,000	93,000	-
葵区	15,000	100	1,600	-	500	13,000	30,000	基本ケース 冬・夕
駿河区	12,000	70	900	200	90	10,000	24,000	基本ケース 冬・夕
清水区	20,000	200	2,500	2,800	200	14,000	39,000	東側、津波 は陸側ケー ス 冬・夕

※数値は、各ケースの最大値を抽出しているため、合計値は参考値。

第2編 災害廃棄物処理に関する基本方針

第1章 共通事項

第1節 基本方針

1 衛生的な対応・処理

災害時は、被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に多量に発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応する。

2 迅速な対応・処理

生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。

3 計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置により災害廃棄物を効率的に処理する。また、災害廃棄物の処理が収束すると、引き続き通常の清掃業務に移行する。そのため、災害時の対応のみではなく通常業務への移行についても十分に考慮し計画的に処理を行う。

4 環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等に配慮する。

5 リサイクルの推進

災害時に多量に発生する災害廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進する。

6 安全作業の確保

災害時の清掃業務は、ごみの組成や量の違い、危険物の混入などに伴い、通常勤務体制及び業務内容と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

第2節 組織体制等

1 災害廃棄物対策組織の整備及び確認

静岡市災害対策本部環境部の中に災害廃棄物対策室を設置し、その中に廃棄物総括、廃棄物、収集業務、廃棄物処理の4班を設置する(図1-2)。災害廃棄物処理は災害発生に伴い発生する業務であるため、環境部各課から人員を動員し、臨時の体制を組織する。室長は環境局次長とする。各担当の業務の概要は表1-2に示すとおりである。

図1-2 災害廃棄物対策室組織図

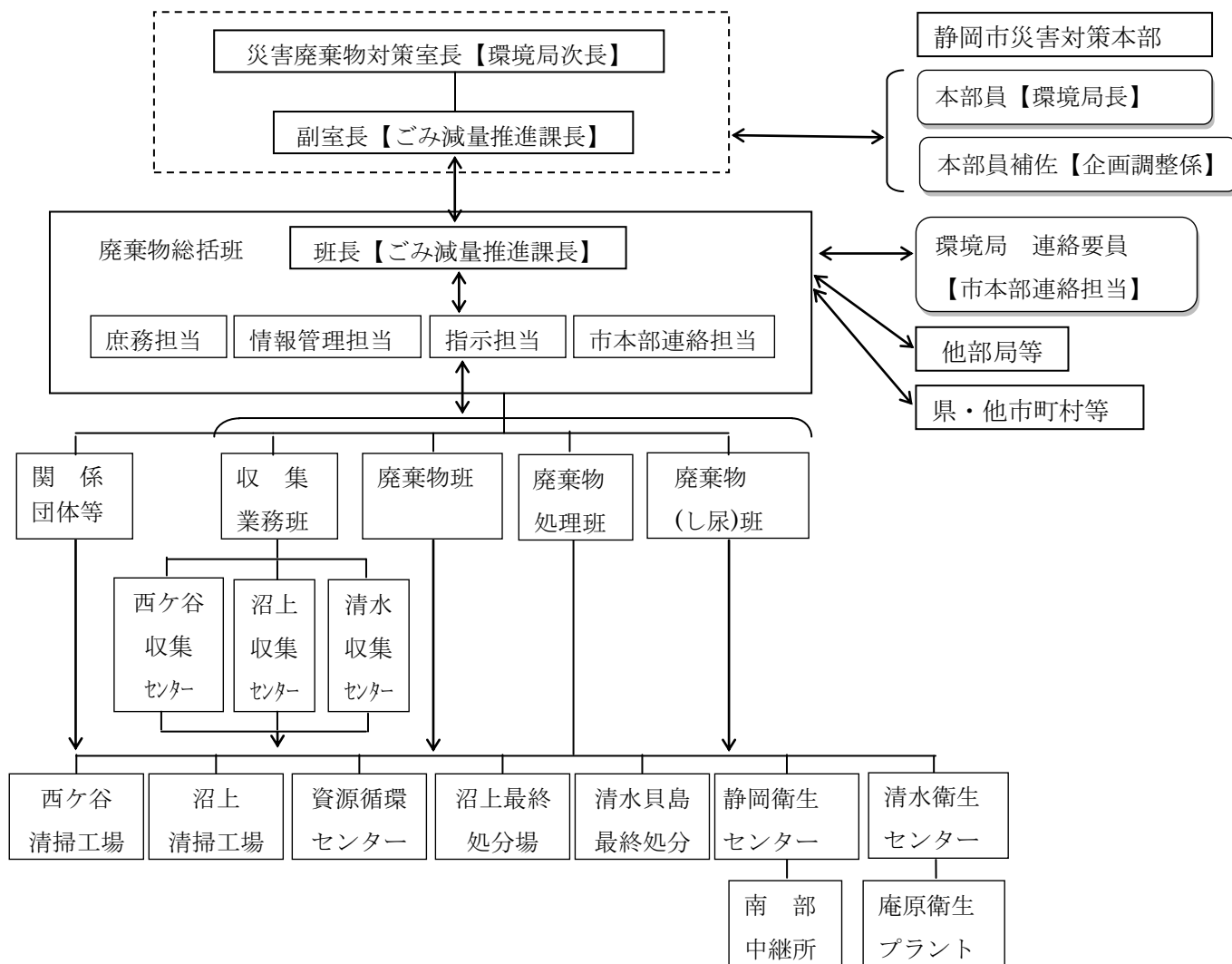


表 1 - 2 各班の業務の概要

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌
環境部	環境局長	廃棄物総括班	ごみ減量推進課	<p>部内各班の動員及び連絡調整に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)の一時集積場所の確保に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)、生活ごみ及びし尿の処理の総合計画の企画立案に関すること。</p> <p>清掃業者等関係団体との連絡調整に関すること。</p>
		廃棄物班	廃棄物対策課	<p>産業廃棄物の適正処理指導に関すること。</p> <p>特別管理産業廃棄物の取扱い施設の情報収集、提供及び指導に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)の運搬について産業廃棄物処理業者との調整に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)の不法廃棄行為の監視及び不法処理対策に関すること。</p> <p>廃棄物処理業者・し尿処理業者の施設の被害調査に関すること。</p> <p>し尿の運搬について、し尿処理業者との調整に関すること。</p>
		収集業務班	収集業務課	<p>所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>生活ごみ等の収集、運搬及び一時集積所の選定、決定に関すること。</p> <p>所管車両の保全に関すること。</p>
		廃棄物処理班	廃棄物処理課	<p>所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)及び生活ごみ等の処理に関すること。</p> <p>し尿の処理に関すること。</p> <p>最終処分場における災害廃棄物(がれき・残骸物等)の処理に関すること。</p>

2 応援の要請と受入れ方法（協定の締結等）

応援の要請及び受入れの連絡調整は、廃棄物総括班が窓口を行う。

廃棄物総括班は各班から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、災害対策本部に報告する。

(1) 他都市との協定

県外及び市外の近隣都市との災害時廃棄物処理援助協定を締結する。

他都市との相互応援協定の締結状況は表 1 - 3 のとおり。

表1 - 3 他都市との相互応援協定一覧

要請部局：総務部

番号	名称	内容要旨	相手方	締結年月日
1	災害時における相互援助協定	物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両等の派遣 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあつせん 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項	川崎市	昭和44年8月1日 (平成9年8月31日 改正)
2	姉妹都市災害時相互応援に関する協定		室蘭市・上越市	平成7年10月22日
3	友好都市災害時相互応援に関する協定		佐久市	平成7年11月17日
4	災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両等の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に定めるほか、要請があった事項	長野市・上越市・ 甲府市	平成24年7月20日
5	大規模災害に係る相互援助の実施等に関する協定	食糧、飲料水、生活必需品等の物資及び当該物資の供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び応急復旧に必要な資器材の提供 救援及び救助活動、応急復旧等に必要な車両等の提供 被災者を一時的に収容することができる施設の提供 被災児童、生徒等を一時的に受け入れ、又は教育することができる施設の提供及びあつせん 被災者に対する住宅の提供及びあつせん 救援及び救助活動、応急復旧等に必要な職員の派遣 ボランティアのあつせん 前各項に掲げるもののほか、災害が生じた協定市町から応援の要請を受けた事項	島田市・焼津市・ 藤枝市・牧之原 市・吉田町・川根 本町	平成24年4月1日
6	災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に定めるほか、要請があった事項	金沢市	平成8年5月31日
7	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出救助、医療救護及び防疫に必要な資器材及び物資の提供 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	墨田区・仙台市・ 福井市・新潟市・ 島原市・釧路市	平成18年4月1日
8	静岡市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両及び船舶等の提供 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	尼崎市	平成8年7月22日

9	静岡県と平塚市の防災相互応援に関する協定	防災対策の相互対策及び情報交換 防災対策及び研修等への職員の派遣 応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及び幹旋並びに職員の応援前3号に掲げるもののほか、特に要請があった場合	平塚市	平成18年3月31日
10	神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	神戸市	平成9年3月10日
11	災害時における相互応援に関する協定	救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧等に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	中部西関東市町村地域連携軸協議会	平成9年8月6日
12	災害時の相互応援に関する協定	食糧、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び応急復旧に必要な車両等の提供 救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣 静岡県地域防災計画に基づく、防災船等による緊急海上輸送に伴う甲、乙間に必要な情報の提供と必要に応じた職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	下田市	平成10年1月21日
13	一般廃棄物処理に関する災害時の相互援助に関する協定	施設又は業務の提供又はあっせん 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん	県内各市町村及び関係各一部事務組合	平成13年3月20日
14	中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	情報提供、車両・通信機材等の貸付	国土交通省中部地方整備局・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・長野県・名古屋市・浜松市	平成19年7月23日
15	21 大都市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・新潟市・東京都・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市	平成24年10月1日

※参考「静岡市地域防災計画資料編（平成28年4月修正）」

(2) 関係団体との協定

災害廃棄物の適正処理を確保するために必要な災害時廃棄物処理応援協定の締結を推進していく。

関係団体との協定締結状況は表1-4のとおりである。

表1-4 関係団体との協定一覧（「静岡市地域防災計画資料編」より）

番号	名称	内容要旨	相手方	締結年月日
1	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集・運搬に関する業務 災害廃棄物の処理・処分に関する業務 災害廃棄物の再資源化に関する業務等	(公社)静岡県産業廃棄物協会中部支部	平成19年3月19日
2	大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	家庭系一般廃棄物の収集運搬業務	(一財)静岡市環境公社	平成23年2月4日
3	大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	家庭系一般廃棄物の収集運搬業務	静岡一般廃棄物処理業協同組合(13社) 清水一般廃棄物処理業協同組合(22社)	平成25年10月10日

(3) 大規模災害時廃棄物対策関東地域ブロック協議会・同中部地域ブロック協議会
環境省主催の「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」及び「同中部ブロック協議会」において、災害時の広域処理等に係る検討を進め、関係機関との連携を図る。

3 住民等への広報

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、静岡市災害対策本部広報班（広報課）と調整し、災害廃棄物の処理に関する情報を関係者、住民に周知する。また、し尿については、災害発生時から相当の期間、一般家庭及び事務所等の平常時の汲み取り・浄化槽清掃は行えない可能性があることを周知する。

広報の方法は、公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）を通じて行うほか、広報紙、貼り紙、広報宣伝車、インターネット、同報無線等を同時に利用して周知徹底を図る。

なお、住民に対し、平常時から廃棄物の適正排出、災害時の広報手段について周知を図り、広報の準備・確認等についても事前に行う。

(1) 広報内容

- ① 収集ごみの分別方法
- ② 指定排出場所及び日時
- ③ 危険物（カセット式ガスボンベ等）の排出方法

- ④ 仮置場の設置場所及び状況
- ⑤ その他、必要と認められる事項

※仮設トイレについては、収集車のホースが届く位置（収集車が入れる位置から 30 m以内）に設置することを依頼しておく。

4 施設の点検、安全措置の準備

災害発生後の対策を円滑に実施できるように、清掃工場、衛生センター等の市内の廃棄物処理施設の点検・整備及び人員の配置を行う。

5 緊急時の対応車両等の整備

(1) 業者・車両の把握

対応可能な業者・車両のリストを整備する。

- ① 一般廃棄物収集運搬許可業者及び産業廃棄物収集運搬許可業者
- ② 直営収集車両、民間収集車両の状況

(2) 応援参集者の拠点整備

- ① 関係団体の人員・車両については、災害廃棄物対策室で参集拠点を決定し、配備する。
- ② 他の地方公共団体等からの応援職員の人員・車両については、静岡市災害対策本部の関係各班と連絡調整を取りながら配備先拠点を決定するとともに宿泊先を整備する。

(3) ごみ及びし尿の収集・がれき運搬車両等の緊急車両への指定に関する手続

ごみ及びし尿の収集・がれき運搬車両等の緊急車両への指定に関する手続については、関係各課と調整を取りながら実施する。ごみ収集の実施にあたっては、市有特装車を使用し収集することを原則とするが、被害の種類、廃棄物の形状等により臨機応変に処理する。

民間の清掃関連業者の保有車両についても緊急車両の指定を検討する。

なお、多量に集積された箇所に対しては、ダンプカー、ショベルカー等の機動力を駆使し、迅速に排除を行うものとし、車両等の借上げの措置をとる。

6 仮置場、仮設処理場等の確保

生活ごみ、し尿及びがれきの発生量を推計し、その処理にあたり必要となる仮置場、仮設処理場及び貯留場所を確保する。

仮置場には十分な広さがあり、搬入・搬出が容易な候補地を選定し、特にがれき

にあつては緊急輸送路の啓開作業で災害発生後の初期段階からがれき等の除去を行う静岡市建設局災害対策本部と緊密に連絡調整を取る。

7 収集経路の策定

災害により交通網に支障が生じた場合、人員、物資等の輸送を円滑に進めるため緊急輸送路の指定がなされるが、廃棄物処理業務にあつては緊急車両の指定を受けていても優先度が低いと判断された場合は、緊急輸送路の使用ができない場合がある。

この緊急輸送路の使用に当たっては、静岡市災害対策本部、静岡市建設局災害対策本部、静岡県警察、道路管理者等と協議して定められた措置を取る。

災害発生時の生活ごみ及びし尿の収集経路については、緊急輸送路の使用ができない場合も想定した上で、平常時の集積所の配置に基づき策定する。

生活ごみの収集については、平常時のルートを基本とするが、収集車を増車し、ルート前・後半に分けて収集するなどの対応策を検討する。

第3節 警戒宣言発令時

1 組織の結成

静岡市地震災害警戒本部環境部職員は、静岡市地震災害警戒本部条例及び静岡市地震災害警戒本部運営要綱に従い、各指定場所において、防災業務につく。

2 連絡調整

静岡市地震災害警戒本部環境部職員は、災害廃棄物対策室を設置し、静岡県、静岡市地震災害警戒本部、静岡市建設局災害対策本部、関係諸機関との連絡・調整を実施し、情報収集を行う。

3 仮置場の確認

災害廃棄物対策室は、自ら開設可能な仮置場について現況確認を行う。

4 関係業者への発災時の協力を要請

協定を締結している清掃関係業者の団体をはじめ、清掃関係の許可業者等に災害が発生した際に被災を回避し、処理能力を維持するよう連絡し、災害発生後に協力を得られるよう要請する。

5 他都市等の応援受入れのための準備

災害発生後に他の地方公共団体等から応援が必要となるパターンを事前に検討し、

応援の要請及び受入の時期、必要となる人員及び資機材の量、業務の拠点等を想定する。

また、応援職員の宿泊場所や厚生について静岡市地震災害警戒本部関係各班と連絡調整を行う。

第2章 生活ごみ処理計画

目的：災害発生以降に排出される生活ごみなどの廃棄物を衛生的に処理し、清潔な生活環境を維持できるよう、早期に日常生活の回復を図ることを目的とする。

第1節 混乱期（3日間程度）

1 対策組織の整備

生活ごみの対策組織については、下記のとおり設置する。

なお、収集業務班及び廃棄物処理班の体制は以下のとおりとする。

(1) 収集業務班：生活ごみの収集を担当する。

収集業務班は、静岡庁舎勤務の収集業務課（以下「収集業務班本庁」という。）及び沼上、西ケ谷及び清水の3収集センター（以下「収集センター」という。）の職員で構成する。

(2) 廃棄物処理班：生活ごみの処理を担当する。

廃棄物処理班のうち、沼上清掃工場、西ケ谷清掃工場（以下「清掃工場」という。）及び沼上最終処分場の職員で構成する。

2 ごみ発生量の把握

(1) 災害時のごみ発生量等（予測）

① 生活ごみ

阪神・淡路大震災時の生活ごみの排出量が、平常時と大幅な変動はなかったことから平常時と同量と考えられるが、上水道の断水が続く場合は、厨芥類が減少する一方で、弁当がらなどの使い捨て容器の発泡製品やペットボトルなどが増加するなど組成に変化がある。

② 不燃・粗大ごみ

阪神・淡路大震災時の神戸市の例では単位期間（月）当たり発生量（表2-1）が地震発生直後で2倍程度、地震発生翌月で一時的に4倍程度に増加したことを踏まえ、同等程度に増加すると考える。

③ 資源ごみ

都市ガスが供給停止となった場合は、使用済みカセットボンベの排出が増えると考えられる。

表2-1（参考）神戸市一般廃棄物の発生量の前年同月比（%）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生ごみ	85	106	100	94	97	110	96	93	93	96
*荒ごみ	228	458	238	140	141	153	133	125	115	118

*荒ごみ：概ね本市の不燃・粗大ごみに相当

出典：「大都市圏災害廃棄物処理計画作成の手引き」（平成11年度）

(2) ごみの発生量現状

本市のごみの発生量の現状は、下記表 2 - 2 のとおりである。

表 2 - 2 平成 27 年度静岡市ごみ発生量 (t)

	年間発生量	1 日当たり発生量
可燃ごみ	214,813	587
生活ごみ	145,885	399
不燃・粗大ごみ	12,619	34
生活ごみ	10,798	30
資源物	22,772	62

(3) 生活ごみ・避難所ごみ発生量

ごみの発生量は、「静岡県第 4 次地震被害想定（第二次報告）報告書（平成 25 年 11 月）」の想定を使用し、次のとおり想定する（表 2-3）。

表 2 - 3 発災後のごみ発生量推計 (t/月)

時期	生活・避難所ごみ	粗大ごみ	計
発災～3ヶ月後	約 19,000	約 7,000	約 26,000
3ヶ月後～6ヶ月後	約 19,000	約 3,300	約 23,000
6ヶ月後～1年後	約 19,000	約 2,500	約 22,000

3 収集体制

(1) 収集車両及び人員の必要数

収集車両及び人員の確保の状況及び道路の不通の状況並びにごみの発生量等を踏まえ、収集体制を決定する（表 2 - 4）。ただし、市民生活が安定し、平常収集に移行するまでの間、不燃・粗大ごみの戸別収集及びふれあい収集を中止し、市が指定する場所（以下「指定排出場所」とする。）から収集することとする。

表 2 - 4 可燃ごみの収集体制

	単位	月	火	水	木	金	土	日
27 年度平常発生量 (可燃ごみ)	t	588	569	402	415	415	290	0
災害時の発生量 (想定)	t	706	683	482	498	498	546	0
収集可能回数 (2.5 t 積載)	回	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	0
収集可能台数	台	88	88	88	88	88	88	0
最大収集人員 (3 人/台)	人	264	264	264	264	264	318	0
収集量	t	550	550	550	550	550	663	0
未回収量	t	156	133	-68	-52	-52	-117	0

※災害時の可燃ごみ発生量は、平常時の 1. 2 倍とする (なお、事業所からの一般廃棄物を含まない)。

※収集可能回数は、道路の不通・混雑等を見込んで推計する。

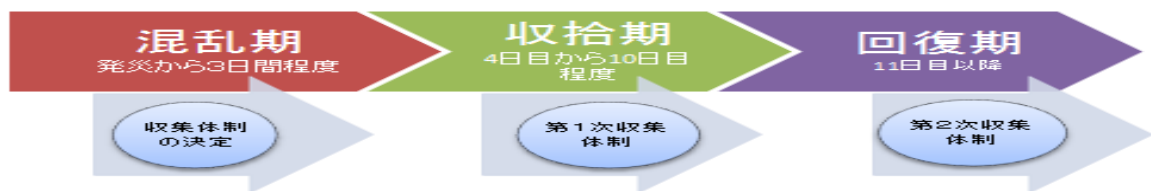
※清掃工場の受付時間は 8 時 30 分～ 17 時 (土を含む) とする。

(2) 収集体制の決定

災害発生時の指定排出場所及び収集ルートは、避難所等の収集を考慮し、建物倒壊やがけ崩れ等により道路が不通となる恐れのある場所を調査し、検討しておく。

また、災害発生時の収集体制は段階的に第 1 次収集体制、第 2 次収集体制に移行する (図 2 - 1)。

図 2 - 1 収集体制



①第 1 次収集体制 (発災後 4 日目から 10 日目程度)

- ・ 収集物
衛生上、早期に収集する必要がある食品廃棄物等の生活系可燃ごみ
- ・ 収集場所
指定排出場所及び避難所
- ・ 収集ルート
事前に決定するが、道路などの被災状況を踏まえ対応する。また仮置場を利用した収集・運搬体制も整備しておく。

- ・その他
不燃・粗大ごみの戸別収集及びふれあい収集を中止する。

②第2次収集体制（11日目を以降）

- ・収集物
衛生上、早期に収集する必要がある食品廃棄物等の生活系可燃ごみ
びん・缶等
- ・収集場所
指定排出場所及び避難所
- ・収集ルート
道路などの被災状況を踏まえ対応する。
- ・その他
不燃・粗大ごみの戸別収集及びふれあい収集を中止する。

③平常の収集体制

道路通行上の支障が軽減し、避難所・仮設住宅のごみが平常時の指定排出場所で、全市的に可能になり次第、平常の収集体制へ復帰する。

4 収集及び分別方法の広報

(1) 市民への周知

収集業務班は、災害発生後の収集体制について、静岡市災害対策本部総括部広報班を通じて市民へ周知する。

なお、第1次収集体制時には、食品廃棄物等の生活系可燃ごみの収集を優先させるため、市民生活が安定するまでの間、不燃・粗大ごみの戸別収集及びふれあい収集を中止する。

(2) 市民からの相談窓口

市民からの問い合わせについては、収集業務班の他に廃棄物総括班を窓口として対応する（表2-5）。

表2-5

市民相談窓口	廃棄物総括班	054-221-1361
	収集業務班本庁	054-221-1074
災害廃棄物コールセンター (不燃・粗大ごみ受付センター)	自動テープ対応	0120-532-471

5 被害状況の把握

収集業務班は、収集センター及び委託業者の、廃棄物処理班は清掃工場等の被害状況をそれぞれ把握し、本市施設に被害があった場合は、廃棄物総括班に報告するとともに速やかに修繕を実施する（表2 - 6）。

(1) 施設及び委託業者

表2 - 6 被害状況を把握する施設及び委託業者の一覧

施設名	被災状況把握
沼上清掃工場	焼却施設など
沼上資源循環センター	破砕施設、ペットボトル・スラグ資源化施設など
西ケ谷清掃工場	溶融施設など
清水ごみ受付センター	ごみ受付施設など
静岡衛生センター	し尿処理施設など
清水衛生センター	し尿処理施設など
庵原衛生プラント	し尿処理施設など
沼上最終処分場	埋立施設など
貝島最終処分場	埋立施設など
沼上収集センター	塵芥車、センター施設など
西ケ谷収集センター	塵芥車、センター施設など
清水収集センター	塵芥車、センター施設など
沼上資源循環学習プラザ	資源循環啓発施設など
西ケ谷資源循環体験プラザ	資源循環啓発施設など

委託業者名	被害状況把握
一般財団法人静岡市環境公社	塵芥車、その他施設など
静岡一般廃棄物処理業協同組合	塵芥車、その他施設など
清水一般廃棄物処理業協同組合	塵芥車、その他施設など
株式会社静岡シティクリーン	塵芥車、その他施設など
静岡リサイクル事業協同組合	車両、資源化施設など
清水廃棄物事業有限会社	塵芥車、その他施設など
有限会社 物流ネット	塵芥車、その他施設など
一般社団法人清水ビン収集組合	車両、その他施設など
一般社団法人清水資源リサイクル協会	車両、その他施設など
安藤紙業株式会社	車両、その他施設など
特定非営利活動法人資源リサイクルネットワーク	車両、その他施設など

(2) 連絡方法の確保

収集業務班及び廃棄物処理班は、必要な情報を共有するため収集業務班本庁及び収集センター間の連絡又は清掃工場並びに収集関係事業所との連絡方法を確保する。

電話による通話が困難となる場合を想定し、地域防災無線を活用する。

<参考> 地域防災無線の配備状況

収集業務班：静岡庁舎、西ヶ谷収集センター、沼上収集センター、清水収集センター（各1台）

廃棄物処理班：沼上清掃工場、西ヶ谷清掃工場（半固定各1台）

6 関係機関との連絡調整

廃棄物総括班は、本部連絡員を通じ、静岡市災害対策本部へ被害状況及び稼働可能な処理能力等を連絡する。

静岡県への被害状況・復旧状況の伝達は、静岡市災害対策本部が静岡市災害対策マニュアルに従い行う。

また、静岡県より県内市町のごみ処理施設等の被害状況及び稼働可能な処理能力の情報を収集する（表2-7）。

表2-7 関係機関連絡先

機 関 名	連 絡 先	住 所
静岡市災害対策本部 (危機管理総室)	054-221-1241	静岡市葵区追手町5-1
県廃棄物リサイクル課	054-221-2137	静岡市葵区追手町9-6

7 生活ごみの処理

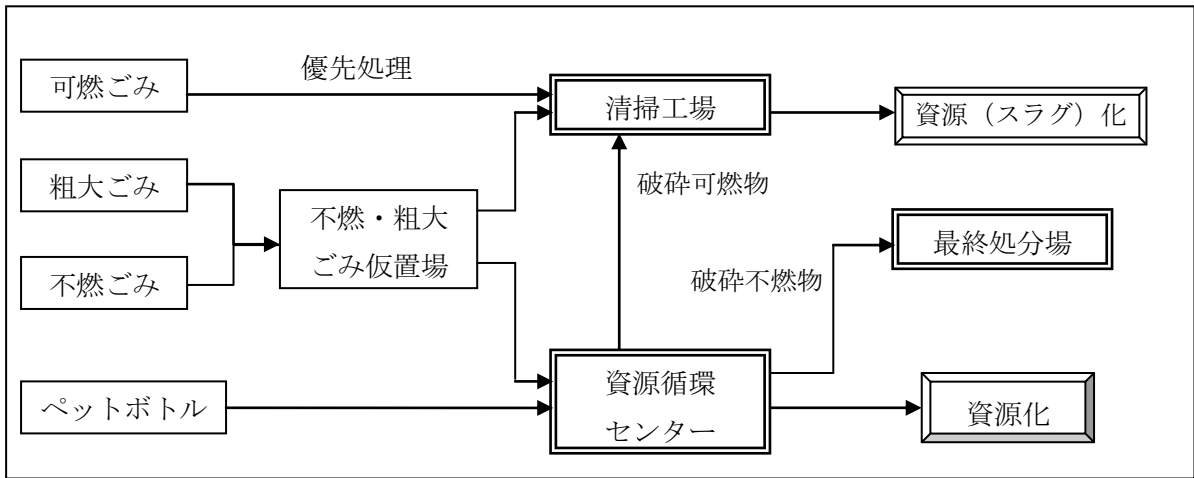
生活ごみの処理は、市の清掃工場において処理することを原則とする。

ごみ処理フローは、基本的に通常時と同様とする（図2-2）。

ただし、不燃・粗大ごみの増加に対応するため、仮置場を設け、一時的に保管した後、資源循環センター、清掃工場等で順次処理する。

可燃ごみは生ごみを含むため、収集後速やかに焼却する。不燃粗大ごみの破碎可燃物も焼却するが、生ごみを含む可燃ごみの焼却を優先して行い、余力に応じて破碎可燃物を焼却する。

図 2 - 2 生活ごみの処理フロー



8 収集業務にかかる応援要請、調整

(1) 収集体制の整備

災害における家庭ごみの収集運搬に関する協定を基に、関係団体と速やかに動員可能な体制を整える。

(2) 応援要請

国及び静岡県、収集運搬業者等の関係団体への応援要請は、廃棄物総括班を通して行う。

また、協定を締結している他都市への応援要請は、静岡市災害対策本部と連携して廃棄物総括班が行う。

関係団体の応援を得てもなお、収集能力が不足し、その状態が一定期間継続すると見込まれる時は、静岡市災害対策本部と連携して廃棄物総括班が県内他市町で支援可能な市町に応援要請を行うほか、災害時相互応援協定を締結している都市及び全国都市清掃会議北陸東海地区協議会会員市に対して、応援を要請する。

(3) 応援団体との調整等

① 応援団体と車両台数・人員について協議し、収集方法・受入れ拠点等について調整し、応援を受ける内容（期間・収集地域・品目等）について記録する。

	一般廃棄物処理事業者	他都市(※)
応援を要する車両数及び人数等の把握	○	○
車両及び人員の要請	○	○
委託料の協議	○ (平常時の委託料を参考に決定)	

(※) 処理事業者の応援を得てもなお、収集が困難な場合に要請する。

② 応援団体の配分計画

収集業務班本庁は、効率的に収集業務ができるよう、応援団体を各収集業務拠点（市内3収集センターのいずれか）に配分する計画を策定する。

③ 情報提供

応援団体に対し、受援内容及び収集拠点について連絡するとともに、必要な情報（収集ルート・給油所の位置等）を提供する。

9 処理に係る応援要請

発生したごみの量が清掃工場の処理能力を超過し、又は清掃工場が損壊等により稼働不能となり、市内での処理が困難な場合は、静岡市災害対策本部と連携して廃棄物総括班が県内各市町で支援可能市町に支援を要請し、県内各市町の支援を受けてもなお処理能力に不足が生じる場合は、災害時相互応援協定を締結している都市、全国都市清掃会議北陸東海地区協議会会員市に対して、応援を要請する。

なお、ごみの処理を各市町に依頼する場合は、当該依頼先市町のごみ処理施設までのごみの運搬についても併せて依頼する。

第2節 收拾期（4日目から10日目程度）

1 第1次収集体制

(1) 収集物

可燃ごみ（衛生上早期に収集する必要がある食品廃棄物等の生活系可燃ごみ）

(2) 収集箇所

- ① 災害時の指定排出場所
- ② 避難所

(3) 収集方法

- ① 道路等の被災状況を勘案して、指定排出場所及び収集ルートを決定する。
- ② 必要に応じて夜間収集を実施する。
- ③ 処理施設の処理能力等を踏まえ、必要に応じて仮置場を利用した収集・運搬を実施する。

(4) 搬入先

- ① 市の施設に搬入することを原則とする。
- ② 清掃工場の施設点検及び復旧に10日程度要するため、必要に応じて仮置場を設置する。

(5) 収集体制の広報

ごみの排出方法（収集品目・収集箇所・収集日等）について、静岡市災害対策本部総括部広報班（広報課）を通じて市民へ周知する。

2 処理業務

(1) 収集物を市の施設において適正に処理する。

(2) 市の清掃工場での処理が困難な場合は、静岡市災害対策本部行政管理統括班を通して支援可能な市町へ支援を要請する。

(3) 夜間収集が実施される場合は、ごみの受入れ時間の調整を行う。

第3節 回復期（11日目以降）

1 第2次収集体制

(1) 収集物

- ① 可燃ごみ（衛生上早期に収集する必要がある食品廃棄物等の生活系可燃ごみ）
- ② 不燃・粗大ごみ（指定排出場所に排出された不燃・粗大ごみ）
- ③ 資源ごみ（避難所等から排出されたびん・缶等）

(2) 収集箇所

仮設住宅の設置状況や道路の復旧状況を踏まえ、必要に応じて指定排出場所を増やす。

(3) 収集方法

第1次収集体制のとおり

(4) 搬入先

- ① 市の施設に搬入することを原則とする。
- ② 必要に応じて仮置場を設置する。

(5) 収集体制の広報

第2次収集体制におけるごみの排出方法（収集品目、収集箇所、収集日等）について、静岡市災害対策本部総括部広報班を通じて市民へ周知する。

(6) 平常収集への移行

処理施設の運転停止等、本市で処理できない状態が継続し、他都市の施設へ搬送される間は、通常収集体制には移行しない。

(7) 処理の実施

- ① 収集物を市の施設において適正に処理する。
- ② 市の清掃工場での処理が難しい場合は、静岡市災害対策本部行政管理統括班を通して支援可能な市町へ支援を要請する。
- ③ 夜間収集が実施される場合は、ごみの受入れ時間の調整を行う。

第4節 平常収集復帰

1 平常収集

避難所の開設状況、道路の復旧状況、ごみの排出量並びに処理施設の稼働状況などを勘案して、平常の分別収集体制に復帰し、不燃・粗大ごみの戸別収集及びふれあい収集を再開する。

(1) 収集物

- ① 可燃ごみ
- ② 不燃・粗大ごみ
- ③ 資源ごみ

(2) 収集箇所

- ① 災害発生前の指定排出場所
- ② 避難所

(3) 収集方法

災害発生前の配車に復帰する。ただし、道路の不通箇所が残る場合は、迂回ルートにて対応する。

(4) 搬入先

市の施設に搬入することを原則とする。

(5) 収集体制の広報

平常収集体制へ復帰する旨の広報を、静岡市災害対策本部総括部広報班を通して実施する。

2 原状復帰

仮置場を開設した場合は、ごみの撤去等の処理を適切に行い原状復帰する。

3 処理の実施

収集物を市の施設において適正に処理する。

第3章 がれき処理計画

目的：災害発生時におけるがれき処理計画の全体像を示し、各部局がそれぞれ担う事務を明確化することにより、円滑ながれき処理を実施し、早期に日常生活の回復を図ることを目的とする。

第1節 静岡市のがれき処理

1 本計画によるがれき処理対象

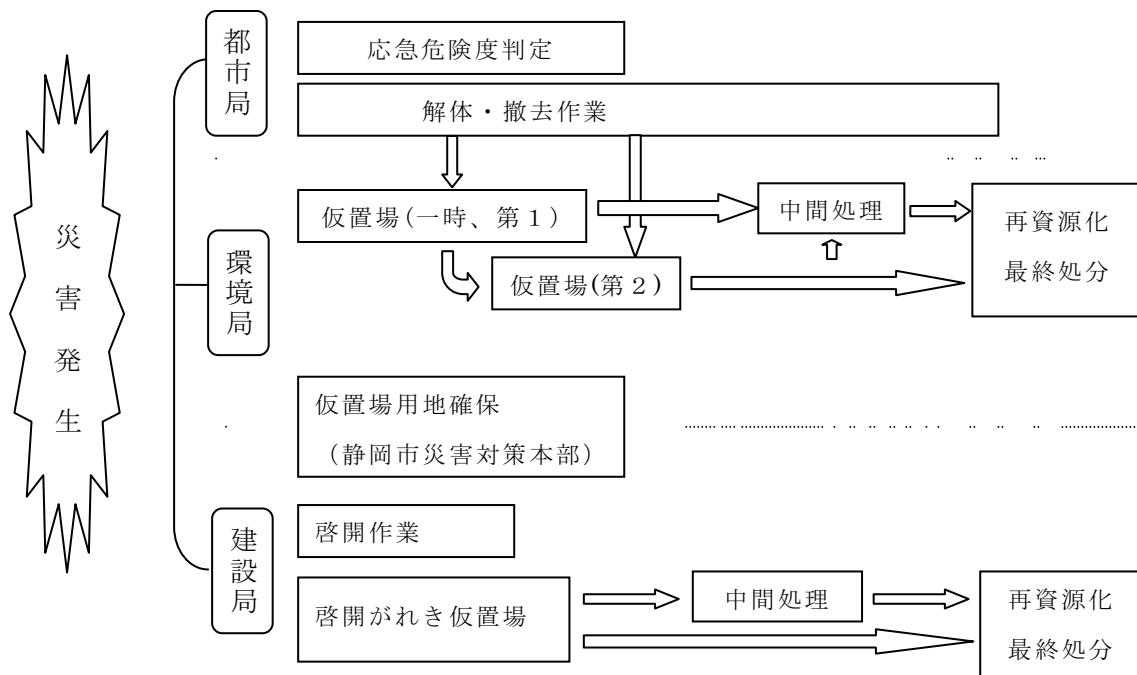
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）では国民の責務として生じた廃棄物についてなるべく自ら処分することを義務付けており、災害時においても、なるべく所有者が自己責任に基づき自己負担において行うことが原則である。

一方、廃棄物処理法で国は市町村が災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することを定めており、その対象範囲については「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」で定められている。過去事例として、阪神淡路大震災においては、被害が甚大であったため、個人住宅や中小企業の建物の解体撤去についても補助の対象となった。

本計画で処理対象とするがれきは、原則として災害によって損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等で「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」の対象として本市が処理を行う必要のあるものとする。

なお、道路等の公共施設の復旧に際して「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となるがれきの処理は、管理者が自ら処理するため、本計画では処理の対象とせず、仮置場の調整等での協議対象として取り扱うものとする。

図 3 - 1 静岡市のがれき処理の流れ



第 2 節 がれき処理の組織体制

1 がれき処理に関する組織

以下の部局において連絡調整を緊密に行い、相互に協力しながらがれきの処理に当たる。

(1) 環境局（環境局災害廃棄物対策室）

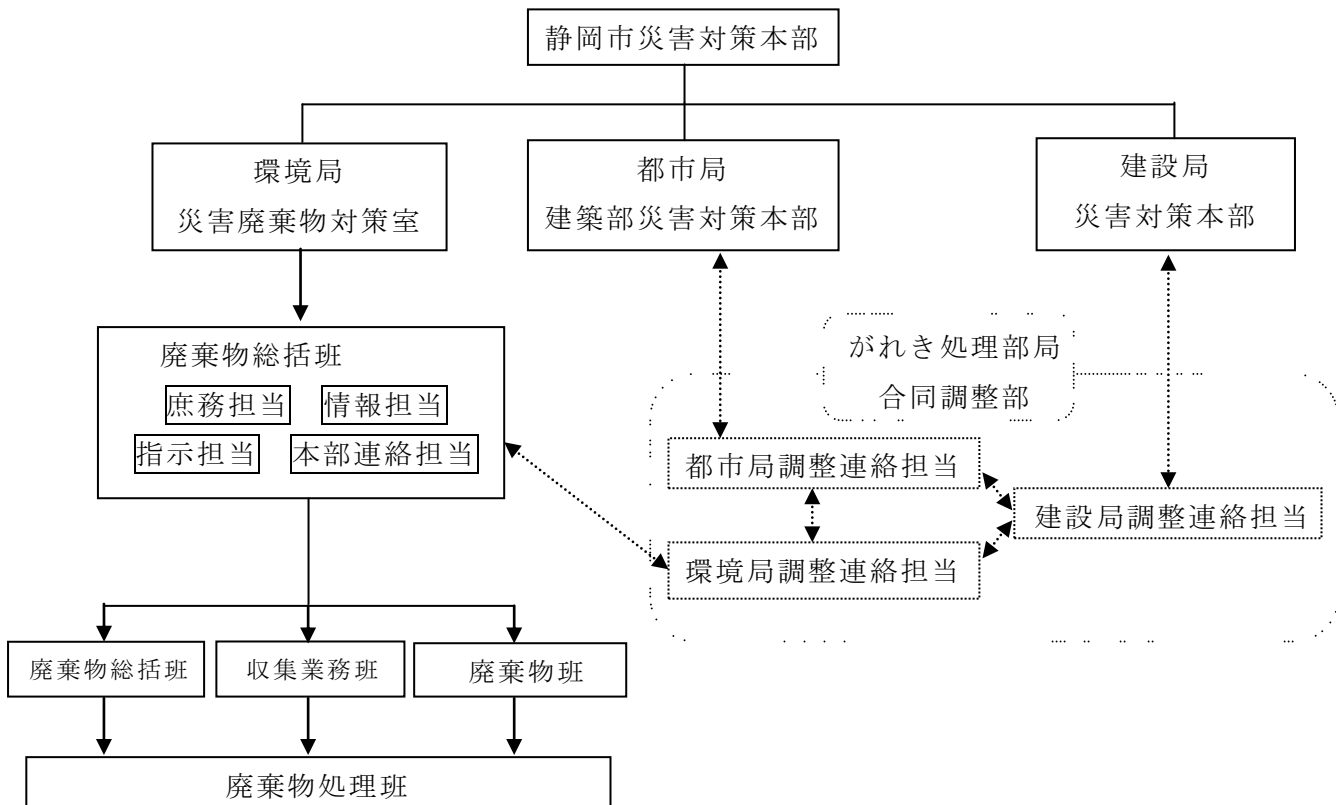
(2) 都市局建築部（都市局建築部災害対策本部）

(3) 建設局土木部及び道路部（建設局災害対策本部）

(4) がれき処理部局合同調整部

※（4）は、（1）～（3）の調整担当及び本部連絡員等で組織し、各局間の連絡調整及びがれき処理計画に定めていない事務についての協議を行う。

図 3 - 2 組織図



2 各部局間の連絡調整

各部局においては、災害発生時に設置される静岡市災害対策本部のがれき処理関係部局の調整担当及び本部連絡員等により、がれき処理に係る連絡調整を行い、情報の共有化を図る。

表3-1 がれき処理に係る部局とその業務

	局	部等	課	主な業務内容
静岡県 災害 対策 本部	環境局	災害廃棄物対策室	(調整連絡担当)	本部員及び各局間との連絡調整に関する事。
			ごみ減量推進課	清掃業者等関係団体との連絡調整に関する事。
			廃棄物対策課 廃棄物処理課	災害廃棄物(がれき・残骸物等)の運搬について産業廃棄物処理業者との調整に関する事。 災害廃棄物(がれき・残骸物等)及び生活ごみ等の処理に関する事。
	都市局	建築部	(調整連絡担当)	本部員及び各局間との連絡調整に関する事。
			建築総務課	住宅に係る障害物の除去に関する事。
			建築指導課	民間建築物の応急危険度判定に関する事。
			住宅政策課	建築に係る協力協定団体及びその他民間建設業者との連絡調整に関する事。
			公共建築課 設備課	公共建築物(市営住宅を除く)の応急危険度判定に関する事。 市営住宅の応急危険度判定に関する事。 市有建築物設備被害状況調査及び応急対策工事に関する事。
	建設局	土木部	(調整連絡担当)	本部員及び各局間との連絡調整に関する事。
			河川課	道路及び橋梁、河道内の被害状況調査及び道路啓開がれきの発生量の把握に関する事。
建設政策課			(社)静岡建設業協会・(社)清水建設業協会・蒲原建設業組合・由比建設業協力会及びその他民間建設業者との連絡調整の総括に関する事。	
技術政策課				
土木管理課 土木事務所				
道路部		道路計画課		
		道路保全課		
	葵北道路整備課 葵南道路整備課 駿河道路整備課 清水道路整備課			

< 静岡県地域防災計画を参考に作成 >

3 各部署の業務

(1) 環境局

- ① 仮置場（一時集積所、第1仮置場、第2仮置場）の開設
- ② がれきの適正保管 {仮置場（一時集積所、第1仮置場、第2仮置場）の業務委託}
- ③ がれき搬入券の発行と回収
- ④ 有害物質対策の方針決定及び管理・指導
- ⑤ 倒壊建築物所有者に対する相談窓口の設置（各区地域総務課と連携）
- ⑥ 持込がれきの受入れ
- ⑦ 仮置場内での仮設処理場の設置（業務委託）
- ⑧ 分別の徹底と減量化及び再資源化
- ⑨ がれき搬出及び処理（業務委託）
- ⑩ 関係機関との連絡調整
- ⑪ 応援の要請

(2) 都市局

- ① 被災建築物の応急危険度判定
- ② 被災建築物所有者に対する相談窓口の設置への協力及び支援要請の受付（各区地域総務課、市民税課、固定資産税課と連携）
- ③ 被災した市有施設、市営住宅の解体・撤去作業の実施
- ④ 撤去作業に伴うがれき等の仮置場（第1仮置場、第2仮置場）への搬入
- ⑤ 被災建築物の調査（市民税課、固定資産税課と連携）
- ⑥ 住宅内に侵入した障害物の除去
- ⑦ 被災建物からのがれき発生量の推計
- ⑧ 関係機関との連絡調整
- ⑨ 応援の要請

(3) 建設局

- ① 道路及び橋梁、河道内の被害状況調査及びがれき発生量の推計
- ② 道路啓開作業により除去したがれきの処理及び処理量の集計
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 応援の要請

※道路啓開がれきは建設局にて処理方針を策定し、一連の処理を管理執行する。

(4) がれき処理部局合同調整部

- ① 各部署における連絡調整及び情報提供

第3節 混乱期（災害発生から3日間程度）

1 対策組織の整備

各部局は下記内容について業務を開始し、円滑ながれき処理を可能とする組織体制の整備を図る。

（1）環境局

環境局は、災害廃棄物対策室を設置し、以下の業務を行う。

- ① 有害物質対策の方針決定
- ② 協力協定団体との連絡調整
- ③ 産業廃棄物処理施設の被害状況調査
- ④ がれき発生量の推計
- ⑤ がれき仮置場（一時集積所、第1仮置場）の開設準備
- ⑥ がれき搬入券の交付準備
- ⑦ 協力協定団体等へのがれき処理依頼準備
- ⑧ 倒壊家屋のがれき処理に係る相談窓口設置準備（各区地域総務課と連携）

（2）都市局

都市局は、建築部災害対策本部を設置し、以下の業務を行う。

- ① 協力協定団体との連絡調整
- ② 公共建築物の被害調査と応急対策（応急危険度判定、応急補強、屋内安全対策）
- ③ 応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定を実施
- ④ 被災建築物からのがれき発生量の推計

（3）建設局

建設局は、建設局災害対策本部を設置し、以下の業務を行う。

- ① 協力協定団体との連絡調整
- ② 道路及び橋梁、河道内の被害状況調査

（4）がれき処理部局合同調整部

- ① 各部局における連絡調整及び情報提供

第4節 收拾期（前期：4日目から7日目）

1 がれき処理の開始

各部局は、適正で効率的ながれき処理のため、情報の交換を密にし、それぞれのがれき処理計画を被害状況に合わせて変更し、以下の業務を行う。

(1) 環境局

- ① 協力協定団体との連絡調整
- ② がれき仮置場（一時集積所、第1仮置場）の開設
- ③ がれき搬入券の交付
- ④ がれき発生量の推計
- ⑤ 第1仮置場への受入がれきの管理
- ⑥ がれきの分別、有害物質の管理及び指導
- ⑦ 受入がれきの処理方針の決定
- ⑧ がれき処理方針による各部局へのがれきの搬入先指示
- ⑨ 第2仮置場の開設準備
- ⑩ 倒壊家屋のがれき処理に係る相談窓口の設置（各区地域総務課と連携）

(2) 都市局

- ① 公共建築物の被害調査と応急対策（応急危険度判定、応急補強、屋内安全対策）
- ② 応急危険度判定の実施
- ③ 被災した市有施設の解体・撤去の準備
- ④ 被災建築物からのがれき発生量の推計
- ⑤ 被災建築物所有者に対する相談窓口の設置への協力（各区地域総務課、市民税課、固定資産税課と連携）
- ⑥ 建築に係る協力協定団体及びその他民間建設業者との連絡調整

(3) 建設局

- ① 道路啓開がれき等の発生量の推計
- ② 協力協定団体への連絡調整

(4) がれき処理部局合同調整部

- ① 各部局における連絡調整及び情報提供

第5節 收拾期（後期：8日目から1ヶ月）

1 がれき処理の継続

各部局は、引き続き情報の交換を密にし、それぞれのがれき処理業務を行う。

(1) 環境局

- ① 協力協定団体との連絡調整
- ② 仮置場（第2仮置場）の開設
- ③ がれき処理方針による各部局へのがれきの搬入先指示

- ④ がれき搬入券の交付
- ⑤ 仮置場（一時集積所、第1仮置場、第2仮置場）の受入がれきの管理
- ⑥ がれきの分別、有害物質の管理及び指導
- ⑦ 産業廃棄物処理施設へのがれきの搬出及び処理
- ⑧ がれき処理方針実行のための各仮置場内（一時集積所、第1仮置場、第2仮置場）のがれきの整理・移動
- ⑨ 第2仮置場への中間処理施設設置準備
- ⑩ 倒壊家屋のがれき処理に係る相談対応（各区地域総務課と連携）

（2）都市局

- ① 公共建築物の被害調査
- ② 民間建築物の被害調査
- ③ 応急危険度判定の実施
- ④ 解体建築物の仮置場（一時集積所、第1仮置場、第2仮置場）への搬入
- ⑤ 建築に係る協力協定団体及びその他民間建設業者との連絡調整
- ⑥ 自衛隊への協力要請（危機管理総室対応）

（3）建設局

- ① 道路啓開がれき等の発生量の推計
- ② 道路啓開がれき等の処理及び処理量の集計
- ③ 協力協定団体への連絡調整

（4）がれき処理部局合同調整部

- ① 各部局における連絡調整及び情報提供

第6節 回復期（1ヶ月以降）

1 がれき処理の継続

各部局は、引き続き情報の交換を密にし、それぞれのがれき処理業務を行う、

（1）環境局

- ① 倒壊家屋のがれきに係る協力協定業者への処理委託
- ② 協力協定団体との連絡調整
- ③ がれき搬入券の交付
- ④ 仮置場（第1仮置場、第2仮置場）から処理施設（市仮設中間処理施設、民間処理施設）へのがれきの搬出
- ⑤ 有害物質の管理・指導

- ⑥ がれきの分別、減量化及び再資源化
- ⑦ 第2仮置場への仮設中間処理施設設置及び処理の開始
- ⑧ 倒壊家屋のがれき処理に係る相談対応（各区地域総務課と連携）

(2) 都市局

- ① 解体建築物の仮置場（第1仮置場、第2仮置場）への搬入
- ② 建築に係る協力協定団体及びその他民間建設業者との連絡調整

(3) 建設局

- ① 道路啓開がれき等の発生量の推計
- ② 道路啓開がれき等の処理及び処理量の集計
- ③ 協力協定団体への連絡調整

(4) がれき処理部局合同調整部

- ① 各部局における連絡調整及び情報提供

第7節 がれき処理関連施設・活動拠点

表3-2 がれき処理に係る関連施設別の活動拠点

関連施設	活動拠点
がれき処理組織（関係部局）	静岡市役所静岡庁舎
業者契約窓口	静岡市役所静岡庁舎
総合相談所	各区役所
仮置場（一時集積所、第1・第2仮置場）	災害対策本部災害廃棄物対策室指定場所
最終処分場	民間の産業廃棄物処分施設 沼上最終処分場 清水貝島最終処分場
関連清掃施設	西ヶ谷清掃工場 沼上清掃工場 清水ごみ受付センター

第8節 がれき発生量の推計

1 災害発生後のがれき・残骸物の発生量推計（建設局、都市局、環境局）

(1) 「住宅・建築物系」のがれき・残骸物の発生量推計（建設局・都市局）

① 道路上のがれき・残骸物の発生量推計（建設局）

災害発生後、速やかに道路障害物の発生状況を調査するとともに、道路啓開作業に伴うがれき発生量を集計し、災害廃棄物対策室へ報告する。

② 住宅・建築物系がれき・残骸物の発生量推計（都市局）

災害発生後、速やかに住宅・建築物の被害状況の概略を調査し、その被害数に基づき「がれき」の発生量を予測し、災害廃棄物対策室へ報告する。災害発生約4週間後、建物被害状況調査、応急危険度判定等の調査の結果をもとに、被害棟数を精査し、推計する。

③ 公共（市有）施設のがれき・残骸物の発生量推計（各局）

災害発生後、速やかに各局が所管する建築物等（市有・民有）の被害状況の概略を調査し、その被害状況に基づき「がれき」の発生量を予測し、災害廃棄物対策室へ報告する。

また、当該廃棄物処理に係る国庫補助等の有無・対象を確認のうえ、その処理等に関して災害廃棄物対策室と協議する。

災害発生4週間後、建物被害状況調査、応急危険度判定等の調査の結果をもとに、被害棟数を精査し、推計する。

(2) 「公共公益施設系」のがれき・残骸物の発生量推計（建設局、都市局、環境局）

道路、鉄道等の交通施設、ライフライン系施設、その他都市施設等の住宅・建築物以外の発生がれき・残骸物について、施設管理者に被害状況と解体・撤去に関する情報の提供を求め、推計する。

2 想定される災害廃棄物発生量〔静岡県第4次被害想定（第二次報告）による算出〕

災害廃棄物の想定量は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書（平成25年11月）」に基づき、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海地震・南海地震）、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース、津波：ケース①）の被害想定にそれぞれ対応することを前提とする。

これらの発生量予測を参考に、仮置場、中間処理施設、最終処分場等の処理施設の確保を処理処分に関する方針、作業手順を定める。

表 3 - 3 災害廃棄物発生想定量

(レベル1 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

災害廃棄物発生量 (千 m ³)			
区名	災害廃棄物	津波堆積物	計
葵区	2,987	-	2,987
駿河区	2,408	13~20	2,421~2,428
清水区	2,617	60~96	2,677~2,713
計	8,012	73~116	8,085~8,128

表 3 - 4 災害廃棄物発生想定量

(レベル2 南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース、津波：ケース①)

災害廃棄物発生量 (千 m ³)			
区名	災害廃棄物	津波堆積物	計
葵区	2,987	-	2,987
駿河区	2,421	97~155	2,518~2,576
清水区	2,810	330~527	3,139~3,337
計	8,218	427~682	8,644~8,900

第9節 がれき処理の業務

1 がれきの仮置き・分別・中間（破碎・焼却）処理

(1) 仮置場の開設

① 仮置場の種類

- a 一時集積所（災害廃棄物対策室が開設）・・・面積基準：概ね 1,000 m²
- b 第1仮置場（災害廃棄物対策室が開設）・・・面積基準：1,000 m²
- c 第2仮置場（災害廃棄物対策室が開設）・・・面積基準：2,500 m²

② 仮置場の目的

仮置場は次の目的のため設置する。

a 一時集積所

混乱期から収拾期において、第1仮置場、第2仮置場の適切な運営を補助するために必要に応じて設置する。

b 第1仮置場

災害で発生したがれきの分別保管を行い、輸送効率を高めるための積替え基地として設置する。

c 第2仮置場

がれきの処理を円滑に遂行するため、仮設処理場を付設した貯留施設とする。
状況に応じて災害廃棄物対策室が第1仮置場より指定する。

③ 発生がれきの推計（想定災害廃棄物発生量）

a レベル1 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震

8,085 千 m^3 ～8,128 千 m^3

b レベル2 南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース、津波：ケース①

8,644 千 m^3 ～8,900 千 m^3

④ 仮置場の所要面積

仮置場は、災害廃棄物発生推計量を基本として所要の面積で設置する。

なお、仮置場の所要面積は、災害廃棄物の発生量推計の見直し、搬入進捗状況、仮置場での回転率（処理率）によっても、変動するため、随時見直しを行う。

a 仮置場面積の推計方法

仮置場面積＝災害廃棄物発生推計量÷仮置の高さ×2（1＋作業スペース割合）

（参考）「災害廃棄物対策指針」（環境省）より

仮置場の必要面積の算定方法

面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量

処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間

見かけ比重：可燃物0.4（t/m³）、不燃物1.1（t/m³）

積み上げ高さ：5m以下が望ましい。

作業スペース割合：0.8～1

⑤ 搬入・搬出の経路

2車線以上の一般道路に接続するものとし、経路の指定にあたっては、道路管理者、警察と調整を図る。

仮設道路（制限延長500m以内）は、2車線幅員、または1車線幅員を2ルート確保する。

⑥ 分別搬入・集積の方法

a がれき・残骸物の発生現場での分別搬入

発生現場で、不燃物、可燃物の分別を徹底し、中間処理が円滑に行えるよう5分別（金属系、コンクリート系、木質系、ガラス・陶磁器系、その他危険物等）により仮置場に搬入する。

b 集積・貯留方法

5分別の品目別に分別保管を徹底する。また、必要に応じて品目別の専用仮置場を設けて搬入を検討する。

自然発火、崩落の防止など、安全管理に配慮した集積管理を行う。

⑦ 仮置場の用地確保及び指定

災害廃棄物対策室は、災害発生後、静岡市災害対策本部に対して、仮置場（一時集積所、第1仮置場、第2仮置場）として必要な用地の調達要請を行う。仮置場の用地選定は、市有地、国・県有地、私有地の順に検討し、静岡市災害対策本部が必要な調整を行い、用地の確保を行う。

災害廃棄物対策室は、静岡市災害対策本部による用地の確保後、当該用地において順次仮置場（一時集積所、第1仮置場、第2仮置場）の開設を行う。

（2）仮置場管理施設・中間処理施設の設置（環境局）

① 仮置場管理施設（仮設構造物・施設）

仮置場の管理・運営に当たっては、管理を円滑に行うための管理施設の他、集積がれきの流出防止及び公害（粉塵・異臭等）防止対策のための仮設構造物を仮置場の規模に応じて配置する。

* 仮置場設営及び仮置場設置構造物の設置においては、建設局災害対策本部等関係機関の協力を仰ぎ、環境局災害廃棄物対策室が主体となって設営する。

② 仮設中間処理施設（環境局）

仮置場には、がれき、残骸物の集積、処理及び輸送効率の向上のため、破碎機等の導入による仮設中間処理施設を併設する。仮設中間処理施設を設置する仮置場は、原則第2仮置場とし、状況に応じて設置が可能な第1仮置場へも設置する。

a 仮設破碎施設

仮設破碎施設では、処理後の用途によりコンクリート系、木質系、陶磁器系廃棄物の破碎処理を行い、必要に応じて、その他の廃棄物の処分も行う。

b 仮設焼却施設

仮置場に、処理率向上及び清掃工場の負荷軽減のため、必要に応じて適切な処理能力の仮設焼却炉を設置し、再利用不能な可燃物を焼却処理する。

c 仮設選別施設

災害発生時に定めるがれきの処理方針に沿い、再生砕石等の再資源化に使用する選別機を必要に応じて、仮置場に設置する。選別機は、磁選機、分級選別機等を状況に応じて導入する。

* 仮置場設営、仮置場設置構造物の設置及び仮設中間処理施設の設置においては、建設局災害対策本部等関係機関の協力を仰ぎ、災害廃棄物対策室が主体となって設営する。

（3）仮置場の管理委託（環境局）

仮置場の運営管理は、災害廃棄物対策室が廃棄物処理事業者等の業者に委託して行う。

① 仮置場への搬入車両受付

確認事項（搬入券の内容確認及び回収、5分別の徹底確認、搬入量の計量）

② 仮置場からの搬出車両受付

再利用施設、最終処分場等への搬出車両が対象。

確認事項（搬出量の計量）

③ 不法投棄の監視・安全管理等

夜間の不法投棄の監視、その他がれき積み置き崩落や自然発火の監視など、場内の安全管理や公害防止のための警備を実施する。

④ 仮置場内での中間（破碎・焼却・選別）処理

⑤ 災害廃棄物対策室への報告

（4）仮置場の搬入・搬出の方針

① 仮置場の搬入・搬出計画の策定（環境局）

仮置場の搬入・搬出計画を策定し、計画的な作業の進捗を図る。

a 解体・撤去作業は1年間で終了させ、2ヶ年で処理・処分の完了を目標とする。

b 「がれき」の搬入・搬出は1ヶ月サイクルで回転するものとする。

搬入された「がれき」は1ヶ月仮置場に集積・保管し、搬出されると仮定する。

② 「解体・撤去がれき」の搬入・搬出計画（環境局）

a 「解体・撤去がれき」については、災害廃棄物対策室は各地区毎に搬入先の仮置場を指定する。

b 災害廃棄物対策室は、その指定仮置場からの搬出状況を考慮しつつ、各地区毎の搬入量を決定し、都市局建築部災害対策本部へ通知する。都市局建築部災害対策本部は、通知された搬入量に応じて、解体の発注を行う。すなわち、解体及び撤去の発注数は、指定仮置場の許容量に応じて決定し、それだけの量の搬出が明らかに見込まれるようになった時点で、次の発注を行う。なお、発注に際しては、解体及び撤去事業者に5分別搬入を徹底させる。

③ 「倒壊家屋がれき」の搬入・搬出計画（都市局、環境局）

a 災害廃棄物対策室は各地区毎に搬入先の仮置場を指定する。

b 災害廃棄物対策室は、その指定仮置場からの搬出状況を考慮しつつ、各地区毎の搬入量を決め、倒壊がれきの搬入の発注を行う。すなわち、仮置場への搬入の発注数は、指定仮置場の許容量に応じて決定し、それだけの量の搬出が明らかに見込まれるようになった時点で、次の発注を行う。なお、発注に際しては、搬入業者に5分別搬入を徹底させる。

④ 「持込がれき」の搬入（環境局）

a 「解体・撤去がれき」の搬入及び搬出を円滑に実施するため、災害発生直後

から暫くの期間は、「持込がれき」の仮置場への搬入を制限、または不許可とする。

b 「持込がれき」の受入開始時期等のスケジュールについては、広報、掲示等により周知し、混乱が生じないように注意する。

c 「持込がれき」の搬入券発行と解体・撤去の申請受理が重複しないようにする。

(5) 仮置場搬入券の発行（環境局）

① 仮置場への搬入は、搬入券の所有者に限り認める。搬入券は、搬入希望者の申請に基づき発行する。

② 倒壊建物の「解体・撤去がれき」及びその他の「がれき・残骸物」については災害廃棄物対策室が搬入券を各区役所総合相談所において発行する。

③ 搬入券の発行状況については、災害廃棄物対策室が統括して、仮置場、処分場等の活動をコントロールする。

④ 第1仮置場、第2仮置場から搬出する「がれき・残骸物」を中間処理施設、焼却場、最終処分場等に搬入する場合には、災害廃棄物対策室が搬入券を発行する。

(6) 「がれき」の搬出についての運搬契約（環境局）

① 仮置場からの搬出車両については、災害廃棄物対策室が委託契約する。

② 契約は、車両1往復当たりの単価契約とする。

③ 搬出先については、災害廃棄物対策室が指示する。

④ 搬出先までの運搬ルートについては、災害廃棄物対策室が建設局災害対策本部との協議調整により決定する。

2 がれきの再利用・処分

がれきの再利用に努め、可能な限り次のとおり取り扱うものとする。

(1) 金属くずの売却

金属くずの売却については、災害廃棄物対策室が指定する方法で行う。

(2) コンクリートがらの再利用・処分

コンクリートがらは、再利用することを原則とし、仮置場内の仮設中間処理施設において簡易処理再生骨材として、製品化を行う。仮設中間処理施設では、処理前保管場所において、磁石を用いて、金属くずを除去し、仮設破碎施設において破碎処理を行う。破碎後、分級選別機を用いて粒度調整を行い、出荷若しくは製品保管場所にて適正に保管する。金属くずの除去については、状況に応じて磁選機の導入も検討する。

仮置場からの搬出については、災害廃棄物対策室が状況に応じた搬出計画を立て、購入希望事業者売却するなど、災害復興事業を含めた公共事業等に活用する。

また、高度処理再生骨材の需要がある場合には、仮設破砕施設での破砕処理前及び破砕処理後に、高度処理再生骨材の製造事業者売却を検討する。

(3) 廃木材の再利用

廃木材は、可能な限りチップ化し、再利用する。このため廃木材を再資源化の可否で分別する。

柱や梁の木材は、災害廃棄物対策室が再資源化業者と処理委託契約を締結し、適宜チップ化施設に搬入する。

(4) 廃木材の破砕処理

廃木材は、破砕処理することで輸送効率が著しく向上するため、可能な限り仮置場で破砕処理を行う。

仮置場に破砕機が設置されるまでの間は、民間の破砕処理業者と契約し処理を委託する。

(5) ガラスくず

ガラスくずは可能であれば再資源化を目指すものとする。

再資源化する際は、仮置場での分別保管を徹底し、カレット化施設へ搬入する。この際必要であれば、仮置場内の仮設中間処理施設において、破砕機による破砕処理を行う。

また、諸般の事情により再資源化が不可能と判断した物については、仮置場内の仮設中間処理施設において、破砕機による破砕処理後に市内外の最終処分場にて埋立処分を行う。

(6) 陶磁器くず

陶磁器くずは、瓦系陶磁器くずとその他の陶磁器くずに分けて、処理を行う。

① 瓦系陶磁器くず

瓦系陶磁器くずは、さらに下記のとおり分別し処理を行う。

a 粘土瓦・陶器瓦等

粘土瓦・陶器瓦は再資源化に際して、用途により破砕処理又は焼成処理を行う必要がある。再資源化は再資源化業者との委託契約の締結により行うが、その際必要があれば、仮置場内の仮設中間処理施設において、破砕機による破砕処理を行う。

b スレート瓦

スレート瓦はアスベストが含有されているおそれがあるため、粘土瓦・陶器瓦との分別保管を徹底する。処理は民間の中間処理業者に委託するものとし、災害廃棄物対策室の搬出方針に沿って随時仮置場より搬出する。

② その他陶磁器くず

その他陶磁器くずは仮置場内の仮設中間処理施設において、破砕機による破砕処理後に路盤材等の再資源化施設へ搬入するか、市内外の最終処分場にて埋立処理を行う。処理方針は、災害廃棄物対策室が状況に応じて定める。

(7) 廃家電、廃自動車等

災害被害により使用できなくなった廃家電、廃自動車等は、リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。

(8) 腐敗性廃棄物

昼等の腐敗性廃棄物は、生活環境に影響を及ぼすことの無いよう、災害発生時に災害廃棄物対策室が処理方針を定め、適正に保管、処理を行う。

(9) 有害廃棄物

① PCBを使用した機器類

PCBを使用した機器類は、仮置場への搬入を禁止し、所有者に厳重に管理させる。

万が一、仮置場に持ち込まれ所有者が不明となった物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に定められた措置を行うとともに、廃棄物処理法に規定された特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、適正に保管する。

② 特定フロン類が使用されている機器等

特定フロン類が使用されている機器等は、仮置場への搬入を禁止する。当該機器類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び特定家庭用機器再商品化法（以下、家電リサイクル法という。）等の関連法に基づき、所有者が適正に処理を行うものとする。がれきと共に搬入され所有者が不明となった場合については、仮置場にて適正に管理・保管する。

③ アスベスト含有廃棄物

アスベスト含有廃棄物については、他の災害廃棄物との分別保管を徹底する。また処理については、災害発生時に災害廃棄物対策室が定める処理方針に沿って行う。

④ その他の有害廃棄物

その他の有害物質として、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物、医薬品、農薬などの排出が推察される。これらの有害物質については、災害発生時に災害廃棄物対策室が処理方針を定め、適正に保管、処理を行う。

(10) 津波堆積物

津波堆積物は、再生資源としての利用可能なものは、可能な限り再資源化する。

また、津波堆積物は、有害物混入や悪臭などにより住民への生活環境へ影響も想定される。ヘドロや有害物質を含有する恐れのある場合は、他の津波堆積物と区別して保管し、災害発生時に災害廃棄物対策室が処理方針を定め、適正に処理を行い、安全性を確保する。

(11) その他

① 再利用できないがれき類について

細かな混廃など、再利用できないがれき類は、仮設中間処理施設において、適宜、選別処理、破碎処理、焼却処理を行い、中間処理業者若しくは最終処分業者（市外を含む）へ処理を委託する。

② 適正処理が困難な廃棄物

廃船舶、消火器、ガスボンベ、廃タイヤなど、本市中間処理施設での適正処理が困難な廃棄物は、災害発生時に災害廃棄物対策室が処理方針を定め、適正に保管、処理を行う。

3 応援の要請、調整

(1) 応援の要請

市内での処理が難しい場合、他都市へ処理の応援要請を実施する。

廃棄物処理事業者等の関係団体に対する応援の要請は、災害廃棄物対策室（廃棄物総括班）を通して行い、国及び静岡県への応援要請は、静岡市災害対策本部を通して行う。

また、協定を締結している他都市への応援要請は、静岡市災害対策本部と連携して廃棄物総括班が行う。

(2) 応援事務の調整

応援の承諾を得られた団体の車両台数、人員及び参集拠点の所在地等の詳細について調整を実施し、応援予定状況を記録する。

① 運搬及び処理における調整事項

災害廃棄物対策室は、応援によって得られる車両台数及び人員について、業務計画を作成し、その配置を調整し、記録する。

② 情報の提供等

参集のために必要な地図情報等を F A X または電子メールで援助団体に提供する。

参集した応援車両及び人員が、災害廃棄物対策室（廃棄物総括班）が定めた処理計画に従い、搬出及び処理を遂行するよう、運搬ルートや給油所等の必要な情報を提供する。

③ 拠点の準備

応援の承諾を得られた団体の職員で、宿泊を要する者については、静岡市災害対策本部職員厚生班（職員厚生課）を通じて、宿泊場所及び厚生を確保する。

第4章 し尿処理計画

目的： 災害発生により下水道・浄化槽管渠や下水道浄化センター・衛生センター（し尿処理施設）の使用不能や機能低下が予想される。水洗化率が上昇している状況の中で、主に地区支部・避難所を中心として設置された「仮設トイレ」の使用が多くなるため、そのし尿を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、早期に日常生活の回復を図ることを目的とする。

第1節 混乱期（発災から3日間程度）

1 対策組織の整備

し尿収集・運搬許可業者の稼働可能車両数、運転者・清掃員数を把握する。

（1）業務

- a 被災状況の把握（し尿処理施設、運搬予想ルート of 道路損傷）
- b 参集人員の把握（職員及びその家族の被災状況）
- c 許可業者の被災状況（従業員 of 参集状況）の把握

（2）配備体制

- a 本部に参集した職員全員で被災状況 of 情報収集を行う。
- b 各許可業者 of 事務所に徒歩又は自転車等により被災状況 of 確認に行く。
（全17業者を可能な限りの職員により実施する。3～5名を想定する。）
- c 各許可業者への調査は発災後3日以内に終了する。調査の際に、收拾期における許可業者 of 運用について説明を行う。

2 被災状況の把握

（1）上水道及び下水道 of 使用可能状況を把握し、「仮設トイレ」 of 設置予想基数を算定する。

（2）被災状況・避難状況からし尿発生量を算定する。

し尿発生量 1.4L（人／日）

$$\text{避難人数} \times 1.4\text{L} = \text{1日あたりし尿発生量}$$

表 4-1 し尿発生量の推計

	人数 (万人)	一人1日当たりし 尿発生量 (ℓ)	1日当たりし尿 発生量 (kℓ)	備考
避難者	30	1.4	420	
その他	約 1	1.4	約 20	災害ボランティア等
計	約 31		約 440	

※避難者等は、静岡市地域防災計画の想定人数による

3 関係機関との連絡調整

機関名	連絡先	住所
静岡県廃棄物リサイクル課	054-221-2137	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県警察本部	054-271-0110	静岡市葵区追手町9番6号
静岡中央警察署	054-250-0110	静岡市葵区追手町6番1号
静岡南警察署	054-288-0110	静岡市駿河区富士見台一丁目 5番10号
清水警察署	054-366-0110	静岡市清水区天王南1番35号

4 収集体制の決定

- (1) 各搬入先（静岡衛生センター・清水衛生センター・庵原衛生プラント・静岡衛生センター南部中継所）間で車両数の調整を行う。
- (2) 道路の被害状況から、効率的な収集ルートを検討・決定する。
- (3) 配車・収集計画を作成する。
- (4) 配車・収集計画に基づき、し尿収集・運搬許可業者にし尿くみ取り業務の指示を行う。

第2節 收拾期（4日目から14日目程度）

1 基本方針

- (1) くみ取り作業は、災害発生後4日目から開始する。
- (2) 通常のかみ取り作業については收拾期の間は停止する。この間、地区支部・避難所の収集に全力をあげて取り組む。

① 収拾期（発災後4日目から）

（ア）業務

- a 施設の復旧状況の把握（し尿処理施設、運搬予想ルート of 道路損傷）
- b 参集人員の把握（職員の参集状況）
- c 許可業者の被災状況（従業員の参集状況）の把握
- d 避難所のくみ取り業務の実施

（イ）配備体制

- a 廃棄物班に参集した職員及び地区支部配備を解除された職員全員で被災・復旧状況の情報収集を行う。
- b 各許可業者の事務所に徒歩又は自転車等により被災状況の確認に行く。
なお、通信手段及び交通手段の復旧状況により、無線又は有線による状況確認を順次行う。

（全17業者を可能な限りの職員により実施する。2～4名を想定する。）

- c 静岡市災害対策本部からの要請に基づき、各許可業者の稼働可能な車両により各避難所のくみ取りを実施する。

し尿処理施設の被災状況により、参集するし尿処理施設を決定し、許可業者の参集場所を決定する。

- d し尿処理施設において業務を統括する職員を廃棄物班から派遣する。（参集場所となるし尿処理施設ごとに2～3名を派遣する。）

（ウ）処理体制

施設点検後、受入可能なし尿処理施設において受入を行う。

2 収集

配車・収集計画に従い、し尿のくみ取り業務を実施する。

3 搬入

収集されたし尿を「配車計画」に定められたし尿処理施設へ搬入する。

4 必要量の把握

地区支部・避難所の状況から、し尿発生量を予測し、必要収集車両台数及び人員数を把握する。

5 応援の要請

し尿収集・運搬許可業者の従業員及び資機材の被災状況を考慮し、関係団体又は他都市に、人員及び車両の応援を要請する。

（1）応援参集者の拠点

関係団体、他都市等の応援参集者及び車両の拠点は次の各し尿処理施設とする。
静岡衛生センター、静岡衛生センター南部中継所、清水衛生センター、庵原衛生プラント

6 応援の調整

応援承諾団体について、人員、車両台数及び収集基地の所在地等の詳細について調整を実施し、応援予定状況を記録する。

(1) 調整事項

以下の事項について、応援団体と調整する。

1	人員数
2	収集車の大きさ、容量、台数及びナンバー
3	出発日、到着日、宿泊の有無

(2) 案内事項

以下の事項について、FAX で応援団体に案内する。

1	収集基地の所在地
2	通行可能道路等地図

(3) 拠点の整備

応援者の生活の拠点の整備を実施する。

第3節 回復期（14日目程度以降）

1 基本方針

(1) 通常のくみ取り作業を再開する。

(2) 避難所のし尿くみ取りについては、一般財団法人静岡市環境公社が收拾期に引き続き実施し、他の許可業者は順次避難所のし尿くみ取り業務から撤退する。ただし、被害状況、し尿の発生状況に応じて柔軟に対応することとする。

① 回復期（発災後2週間後）

(ア) 業務

避難所のくみ取り業務の実施

(イ) 配備体制

a 災害対策本部からの要請に基づき、一般財団法人静岡市環境公社の稼働可能な車両により各避難所のくみ取りを実施する。

b 一般財団法人静岡市環境公社への指示は、廃棄物班において行う。

2 収集・搬入

配車・収集計画に従い、し尿のくみ取り業務を実施し、収集されたし尿を「配車計画」に定めたし尿処理施設へ搬入する。

3 必要量の把握

地区支部・避難所の仮設トイレの設置状況から、し尿発生量を予測し、必要収集車両台数及び人員数を把握する。

4 応援の解除

他自治体等からの応援車両及び人員は、順次避難所のし尿くみ取り業務から撤退する。ただし、被害状況、し尿の発生状況に応じて柔軟に対応することとする。

第4節 し尿処理対策

収集されたし尿を適正に処理する。

1 処理体制

(1) 市内施設での処理

処理は、以下のし尿処理施設の被害状況を考慮して、搬入量を計画し処理する。

静岡衛生センター（静岡市葵区東千代田三丁目5番1号） 【 処理能力：260k1／日（40k1／時間, 6.5時間運転） 処理方法：直接脱水方式 】
（ 災害時使用予定貯留槽 ） 貯留量合計 8,300 k1 受入槽 300 k1 （ 150 k1×2 槽） 消化槽 6,000 k1 （2,000 k1×3 槽） 曝気槽 2,000 k1 （2,000 k1×1 槽）
静岡衛生センター南部中継所：搬入のみ（静岡市駿河区下川原南3番1号） 【 貯留能力：600 k1 /日（最大） 破砕処理と攪拌を行う中継基地 】
（ 災害時使用予定貯留槽 ） 貯留量合計 4,050 k1 受入槽 40 k1 （ 40 k1×1 槽） 貯留槽 350 k1 （350 k1×1 槽）

貯留槽	850 k1	(第一 350 k1 + 第二 250 k1 + 250 k1)
曝気槽	2,250 k1	(2,250 k1×1 槽)
最終沈殿池	560 k1	(560 k1×1 槽)
清水衛生センター (静岡市清水区堀込 722 番地)		
【 処理能力 : 200 k1/日 (8.3 k1/時間, 24 時間運転) 処理方法 : 標準脱窒素処理方式 】		
(災害時使用予定貯留槽)		
貯留量合計	760k1	
受入槽	160k1	(80 k1×2 槽) 貯留槽 600k1 (180k1+420k1)
庵原衛生プラント (富士市中之郷 2128 番地 1)		
【 処理能力 : 76.9 k1/日 (3.2 k1/時間, 24 時間運転) 処理方法 : 高負荷脱窒素・膜分離処理方式 】		

- ア 稼働が可能な施設において受入を行う。
- イ 廃棄物処理班の職員は、各処理施設へ職員を配置する。(南部中継所へは、静岡衛生センターから職員を派遣する。被災状況に応じ柔軟に職員の配置を行う。)
- ウ 庵原衛生プラントとの連絡調整については、庵原衛生プラントの職員を蒲原支所に配置し対応する。

(2) その他の処理方法

市内施設で処理不可能な量については、静岡県を通じ市外の他都市へ応援要請等を依頼する。

第5節 個人宅への収集

地区支部・避難所への収集を第一とするため、混乱期・收拾期は収集しない。

1 平常時における住民等への広報

- (1) 災害発生時から2週間は避難所のみ収集とし、一般家庭及び事務所等の通常のくみ取り、浄化槽清掃は行わない。
- (2) 仮設トイレの設置は、収集車のホースが届く位置(収集車が入れる位置から30m以内)に設置すること。
- (3) 仮設トイレの設置は、「固液分離装置」の役割が大きいため、正しい組み立て方

を訓練しておくこと。

※特に「仮設トイレ(商品名:ベンクイック)」の「固液分離装置」の設置有無により、使用回数に大幅な差が出るため、「固液分離装置」を正確に設置するよう依頼する。「固液分離装置」は、水分で固形物を溶かし、滅菌して放流する装置であり、製造業者によれば、過去の各地災害で、災害中に満杯になり、収集を行った実績は無いとのことである。つまり、避難地等を撤収する段階での「仮設トイレ」取り壊しの際に、くみ取ったとのことである。)

2 発災後の対応

周囲の住民にトイレを提供していた等の理由による便槽が満杯になった個人宅には、以下のように対応する。

(1) ならし棒で便槽を整理してもらい、引き続き利用をお願いする。

(2) 静岡県災害対策本部が必要と認める場合については、利用状況、道路状況等を考慮し、個別収集を実施する。

第6節 収集運搬許可業者との協定

1 収集運搬業者との協定

大規模災害時における避難所から排出される仮設トイレのし尿の収集運搬について、災害時し尿処理応援協定を以下のとおり締結している。

番号	名称	内容要旨	相手方	締結年月日
1	大規模災害時における避難所の仮設トイレのし尿等の収集運搬に関する協定	避難所に設置する仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬業務	(一財) 静岡市環境公社	平成 23 年 2 月 4 日
2	大規模災害時における避難所の仮設トイレのし尿等の収集運搬に関する協定	避難所に設置する仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬業務	民間業者 12 者	平成 25 年 10 月 10 日

2 収集運搬車両の緊急車両指定に関する手続き

静岡県警察へ緊急車両の指定届け出を実施する。